

「交通」の新しい取組…「マース」とは？



井原 健雄

(香川大学名誉教授)

Takeo
Ihara

本誌の〈巻頭ゼミナール〉で、筆者は、〈平成〉から〈令和〉への元号の移行に伴い、このような「新たな時代」の検討課題として、もっぱら「交通」という言葉に照準を定めて、その基本的な考え方を明らかにするとともに(9月号、参照)、かかる「交通」という言葉の意義と役割を踏まえた応用事例についても、個別具体的に論究させて頂いた(12月号、参照)。

ところが、このような「交通」(すなわち、「人」や「物」や「情報」の場所的移動を研究対象とする)領域のなかで、最近とくに注目されるようになった用語として〈マース〉が指摘される。いま、その具体的な事例の一端を紹介すると、『四国運輸研究』(第37号)では、『持続可能な地域公共交通の実現に向けて』と題する特集号となっており、その《巻頭》で、四国運輸局長は、『これからの四国運輸局の取組』と題して、「四国地域でも、地域住民の移動活性化や観光旅客の利便性向上に向けた「MaaS」(=Mobility as a Service)の取組が始まっている」と指摘している。

また、このほど「日本交通学会」の事務局より筆者宛に送信されてきた電子メールによれば、「新しいモビリティサービスの実践に向けて—日本版MaaSを利用者目線で検証する—」と題したTTPUセミナーが、本年の2月21日に、東京大学(公共政策大学院)の主催により、同大学の本郷キャンパス内で開催される、とのことである。そこで、このセミナーの構成に着目すると、2つの「基調講演」と4つの(個別)「講演」を受けて、さらに「パネルディスカッション」が行われ、このセミナー参加者間での相互理解の深度化に努めるものとなっている。

このようなことから、この〈マース〉という言葉が、このところ広範多岐にわたって使われているが、果たして、その真意は何であり、また、その言葉を用いることの有効範囲と限界が何処にあるのか?と問われると、現在なお、筆者自身、明確な答えを導出し得ていない状況にある。そこで、かかる機会を積極的に活用することによって、その理解の深度化に努めたいと思っている。

とはいえ、このような新しい言葉の意味やその考え方を可能な限り正しく理解するとともに、その有効範囲の見極めとその活用を図ることは、当面の極めて重要な検討課題であることから、現段階での筆者の所見の一端を、

以下で敢えて披露することにより、読者の参考に些かなりとも供することができればと願っている。

そこで、改めて「〈マース〉とは何か?」との問い掛けに対して、その語源は、上記の引用からも明らかなように、“Mobility as a Service”のイニシャル文字から構成された略称としての造語(MaaS)であることが分かる。したがって、その内容は、「サービス(用役)としてのモビリティ(移動可能性)」ということであり、上記のTTPUセミナーでは、「新しいモビリティサービスの実践」と標榜しているのである。しかも、そのセミナーの副題として、「日本版MaaSを利用者目線で検証する」と明記していることから、その考え方のルーツは、日本国内ではなく、日本の国外であり、したがって、日本版MaaSの検証を呼び掛けているのである。

もとより、筆者自身、この〈マース〉という言葉の意味について、必ずしも正しく理解しているわけではない。とはいえ、本誌の読者の参考に供すべく、この「マース」(MaaS)についての概要説明を、国土交通政策研究所編の“Perspective”(第69号)に掲載された露木伸宏所長の論稿に準拠して行っておくことにしよう。

・「MaaS」とは、ICTを活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体に拘わらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ(移動)を1つのサービスとして捉え、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念である。

・利用者は、スマートフォンのアプリを用いて、交通手段やルートを探検、利用し、運賃等の決済を行う例が多い。

・フィンランドの首都ヘルシンキで、MaaS Global社によりMaaSアプリ「Whim」のサービスが2016年に開始されたのが、その始まりである。

・ドイツでは、2012年に開始。イギリスでは、2018年に開始。

・わが国では、2017年に、交通事業者、国内外メーカー、大学、研究機関などが参加、連携して、社会課題の解決に取り組むことを目的としてコンソーシアムを設立。

・「MaaS」に必要な要素については、サービス内容の統合程度にもよるが、交通機関の運航等の情報や、運賃・料金の設定及び決済が指摘される。

令和2年度税制改正

中小企業・小規模事業者 関係のポイント

令和2年度税制改正（中小企業・小規模事業者関係）では、ベンチャー企業への出資所得控除措置の創設、エンジェル税制や少額減価償却資産取得価額の損金算入特例措置、交際費課税特例措置、再編・統合等に係る税負担軽減措置等の延長が行われます。

なお、詳しい情報は、中小企業庁ホームページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2019/191225zeiritu.html>

でご確認ください。



オープンイノベーション促進税制の創設 (法人税、法人住民税、事業税)

新設

○アベノミクスの成果により増加してきた現預金等を活用して、イノベーションの担い手となるスタートアップへの新たな資金の供給を促進し成長に繋げていくため、国内の事業会社やCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)から、創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1億円以上の出資について、25%の所得控除を講ずる。

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（エンジェル税制） (所得税・個人住民税)

新設

- 創業間もないベンチャー企業にとって資金調達は依然大きな課題。
- そのため、12年ぶりにエンジェル税制を見直し、時代の変化に対応した制度とすることで個人投資家からの投資を促し、ベンチャー企業に必要なリスクマネーを供給する。
- 具体的には、対象ベンチャー企業の拡大や多様な層の投資家が本税制を利用しやすいよう手続きの簡素化を図る。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長 (所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却(全額損金算入)することが可能となる税制措置。
- 中小企業者等における①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②少額減価償却資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図るため、適用対象者を見直した上で、適用期限を2年間延長する。

中小法人の交際費課税の特例措置の延長 (法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、中小法人については定額控除限度額(800万円)までの交際費等を全額損金算入することが可能。
- 販売促進手段が限られる中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費であること等を踏まえ、本税制措置の適用期限を2年間延長する。

中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長 (登録免許税・不動産取得税)

延長

- 後継者不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を促すことにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。
- 認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで次世代への経営引継ぎを加速させる措置について、適用期限を2年間延長する。

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における 登録免許税の軽減措置の延長 (登録免許税)

延長

- 我が国における創業の活性化を図るため、特定創業支援等事業の支援を受けた個人が創業する際、株式会社等の設立に要する登録免許税の軽減措置について、適用期限を2年間延長する。

中央会だより 1

小企業者組織化特別講習会を開催

1月28日、ホテルパールガーデン(高松市)において、中小企業において課題となっている人材確保・人材定着といった問題の解決に向けた講習会を開催し、組合関係者ら約24名の出席がありました。

講師にタケヒサ・コンサルの大西健永氏をお迎えし、「採用活動と人材定着がばっちり進む組織創り」をテーマに、ハローワークの活用方法や人材が定着する組織創りのポイントについて事例を踏まえながら説明をいただきました。

採用活動については、売り手市場が続く中で中小企業志向の高まりや転職の多い会社を敬遠するといった若年層のニーズ変化もあり、若手人材採用の機会も増えつつある時代となっています。その中でも、登録者数が多くポテンシャルの高いハローワークの有効活用方法等についてお話がありました。

また、人材定着については、若年層は男女を問わずWLB(ワークライフバランス)、男性の中堅層は会社の将来性(ビジョン)、女性は人間関係を重視している傾向があり、これらの課題を抱えている会社は退職リスクが高まるというお話があり、退職リスクを減らし、人材定着を高める組織創りのポイントを解説して頂きました。



▲大西講師



▲セミナーの様子

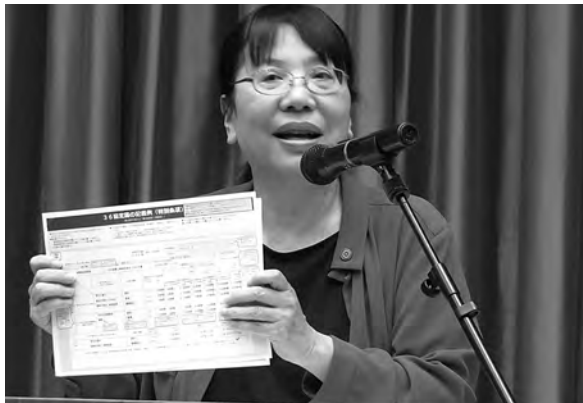
中央会だより 2

外国人技能実習制度適正化事業 第2回適正化講習会を開催

2月12日、ホテルパールガーデン(高松市)において、外国人技能実習生受入事業の適正な運営を図ることを目的に今年度2回目となる講習会を開催し、組合関係者ら71名の出席がありました。

社会保険労務士・滝多津子氏を講師にお迎えし、「知らないでは済まされない!実習生受入先の今どきの労務管理」をテーマに、技能実習生に係る実習実施機関に対する監督指導の状況や具体的な監督指導の内容とその対策について事例を踏まえながら説明をいただきました。

その他、監理団体(組合)が実習実施機関(組合員企業)を監査する際に確認する労働基準法に係る法定帳簿等のポイント等について解説があり、出席者は熱心に耳を傾けていました。



▲滝講師



▲講習会の様子

会員ニュース

香川丸亀国際ハーフマラソンにて うちわ5,000本を無料配布

香川県うちわ協同組合連合会



▲様々なスポーツイベントで無料配布されたうちわ

香川県うちわ協同組合連合会は、2月2日に開催された「第74回香川丸亀国際ハーフマラソン」において、観戦用のうちわ五千本を沿道の観客に無料配布しました。本取組は、うちわを従来の涼しさを得るといった用途だけではなく、スポーツ観戦用アイテムとしての普及・推進を目的に、平成30年から行われています。

今年のうちわは4種類あり、専門学校穴吹デザインカレッジのグラフィックデザイン学科の学生に図案製作を依頼したものです。大会のロゴを盛り込み、各種特色のあるデザインとなっています。

本組合ではこのほかにも、おきなわマラソンなどのスポーツイベントでもうちわの無料配布を実施しており、丸亀うちわの認知度やブランドイメージの向上に加えて、スポーツ観戦用アイテムとしての新たな市場開拓を目指しています。

山田時達会長は、「今年はおうちわの無料配布がどの程度行われているかを確認するために、自身が初めて香川丸亀国際ハーフマラソンに出場した。走ってみるとまだまだ一部の人がしか持っておらず、特に折り返し地点では持っている人が少なかった。今後は、配布枚数を増やすなど、丸亀うちわの存在をより積極的にPRしていきたい。」と仰っていました。



▲今年度香川丸亀国際ハーフマラソンで無料配布されたうちわ

FROM青年部

令和元年度商工3団体青年部四国トップ会議に出席

2月7日、四国四県の経済3団体(中央会、商工会議所、商工会連合会)の青年部役員が一堂に会する「商工3団体青年部四国トップ会議」が高知県高知市において開催され、本会青年部より十河会長、清田副会長が出席しました。

トップ会議に先立ち開催された会長会議では、来年度開催県である香川県において、3団体内での防災協定書の締結実施に向けた協議が行われ、今後の具体的な流れ等の確認がありました。

トップ会議では、幹事団体である高知県中小企業団体中央会・島田誠会長の開会挨拶後、高知県黒潮町長・大西勝也氏より、「南海トラフ巨大地震といかに向き合うか～想定津波高全国一の町の取り組み～」をテーマに基調講演が行われ、行政に依存するのではなく各個人が前向きに取組を行っていくことが重要であるとお話がありました。

その後の交流会でも県、団体を越えた活発な交流が行われ終始和やかな雰囲気のもと盛會に終了しました。



▲会議の様子(中央:十河会長)











▲講演された大西町長



▲交流会





1月のDI値は10月の消費増税後に悪化したDI水準を大きく下回る状況となっている

2020年1月

製造業	食料品 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本冷凍食品協会による11月の冷凍食品生産数量は、前年対比97.0%と前年割れとなった。その結果、1月～11月の累計では、前年対比98.0%となった。外部環境として新型コロナウイルスの影響は、インバウンドや外食控え、技能実習生や特定技能受入困難など多岐にわたる問題になり、非常に厳しい状況になると予想される。(冷凍食品) ●出荷量は、前年同月比で97%程度の状況で推移している。一般消費者の食品関連商品の消費動向が鈍化しているものと推測される。消費税増税による一般消費者の実質所得の低下による節約志向の反映ではないか。(醤油) ●2月より原材料等高騰により商品価格の値上げを実施する。(手延素麺)
	繊維工業 	<ul style="list-style-type: none"> ●防寒用手袋はスキー手袋も含め、記録的な暖冬のため、近年にない販売不振であり、クリアランスセールにおいても商品の消化は進まず、非常に厳しい状況である。反面、ゴルフ手袋はゴルフ場に雪が積もらず、プレー数も増えたため、対前年比を上回りそうであるが、手袋は防寒用の出荷比率が高いため、全体的には対前年比を大きく下回る予想であり、在庫が増え、来期の生産にも影響しそうである。(手袋) ●新型コロナウイルスが実習生の新規の入国に大きく影響している。特に飛行機の運航中止や入国日にずれが生じる等、企業・組合は入国させたいが、風評被害等の対応に苦慮している。(縫製)
	木材・木製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●家具業界においては全般的に低迷している。異業界への販売チャンネル開拓が大きな課題である。(家具) ●製材工場は、県産木材の原木高等により収益が低下。プレカット工場は、1月の稼働日数が少なく、新築着工戸数の減少もあり、売上は減少。昨年より悪化している。木材市場は、小売業者からの注文、問い合わせが極端に少ない状況で昨年に比べると全体の動きが鈍い。(製材) ●例年1月は稼働日数が少ないため、売上高は減少する。(木材)
	印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ●印刷組合の四国地区協議会が2月末に開催され、協議事項として「官公需における知的財産権」について他県の進捗状況が話し合われる予定である。ある県では県会計課、経済労働部で話し合いの場がもたれたとのことである。香川県では、遅々として何も進んでいないようであり、各個人・事業所等の知的財産を官公庁として守る立場であるにも関わらず、積極的な働きかけができていないのはなぜか。(印刷)
	窯業・土石製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●今年に入ってから産地内の稼働率が著しく落ちている。事業の終活に動き始めた組合員もいるようである。(石材加工)
	鉄鋼・金属製品 	<ul style="list-style-type: none"> ●中国向け製品が減少しており、仕事量も減っている。(鋳物) ●働き方改革、特に時間外規制への対応、また、BCP上の水害対策について役員会、年訓会で議論された。想定外への対処も責務として一丸で取り組む所存である。(鍍金) ●建築鉄骨需要は、長期的にも足元の仕事量も前年割れの状況が続いており、輸送手配難や製造コスト増など生産管理や効率化の課題がでている。したがって、このような状況において働き方改革への対応や業務効率化への取り組みが重要と思われる。(建設用金属)
	輸送用機器 	<ul style="list-style-type: none"> ●親会社はガス船、特殊船に特化し、受注に向けて努力しているが厳しい状況が続いている。また、人員も減少している。(造船)
その他 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスの流行によって日本の経済活動が心配される。当業界は、中国に竹うちわの生産を託しているが、入荷状況が大変危惧される。(団扇) ●韓国からの観光客の減少に加え、中国の新型コロナウイルスによる来日客の減少に伴い、観光物産館「栗林庵」等外国の方が立ち寄り施設の来場者が減少し、売り上げにも大きく影響している。今後の推移が懸念される。(漆器) ●1月の業況は前年同月と比べて約10%弱低下した。新型コロナウイルスの影響が、小売業者の売上が著しく悪化しており、同業他社も同様である。弊社では、防衛省からの受注により一定量の仕事、売上はあるが、小売業の販売低下のため、売上高が減少した。(綿寝具) 	
非製造業	小売業 	<ul style="list-style-type: none"> ●暖冬の影響で作物が豊作で価格が低下している。春に向けて資金繰りが心配である。また、1月末より世界規模で発生している新型コロナウイルスの影響がいつまで続くかも心配している。(青果物) ●原油価格低下の影響で卸売価格が低下しており、香川県のガソリン平均小売価格は150.5円となり、全国平均151.2円と比べて遜色のない水準となっているが、組合員からは販売員の減少によりまだまだ厳しい経営が続いているとの意見もある。(石油) ●インターネットで買入する人が増え、量販店に行く顧客もかなり減少している。今までの商売が大きく変化している状況だ。今年は、地域に密着した行動をより徹底していかなければならないと改めて感じている。また、家電品だけの販売だけでは、飯が食っていけない業界になってきている。(電機)
	商店街 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費税による消費の落ち込みがようやく薄らいでいこうとする矢先であり、米中の貿易摩擦が沈静化に向け、世界経済へのダメージが軽減され始めたこのタイミングで新型コロナウイルスが急速に広まりつつあり、消費を含む経済活動全般の先行きに影を落としている。現時点では、マスクの品不足からの影響は少なく、商店街の人もインバウンドを含め、大幅な減少は見受けられないが、この後、1カ月位で終息に向かうのか、更に拡大していくのかで、今春以降の経済は大きく変わってくる。本年の正月の初売りは、百貨店が4年ぶりに2日から開店(過去数年は3日から初売り)したこともあり、冬物セールと相まって大変盛況であったが、例年以上に年末年始の気温が高めに推移したことを受け、婦人服を中心に思うような売上の伸びはなく、早期に息切れしてしまい、前年プラスで設定していた予算もマイナスで終わる物販店がほとんどである。サービスや医療系の店舗は順調に売上を確保している店も多く、物販店との格差は広がるばかりである。ただし、今後、新型コロナウイルスが猛威を振るうことになれば多くの人が必要不急の外出を控えることになり、サービス関連の業種も大幅にダメージを受けることになると思う。そうならないことを祈るしかない。(高松市) ●3年間続いた百貨店の初売日も3日から2日に戻り、初売り当日は、朝早くから多くの人出があった。周辺の飲食店もこの日だけは忙しかったようだが、新年会も減り、とても厳しい状況である。1月後半には中国発の新型コロナウイルスが世界的に広がっており、今後、不安ばかりが増える。(高松市)

1月の県内景況は、前年同月と比べて業界の売上高DI値は-54.2ポイントで前月調査の-37.5ポイントから大きく16.7ポイント悪化した。収益DI値は-43.8ポイントで前月調査の-33.3ポイントから10.5ポイント悪化した。景況DI値は-45.8ポイントで前月調査の-41.7ポイントから4.1ポイント悪化した。10月の消費増税後に悪化したDI水準を下回る状況となっている。

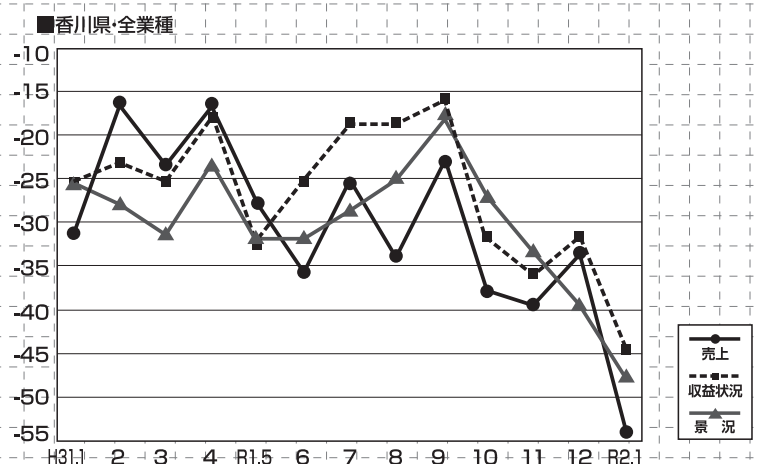
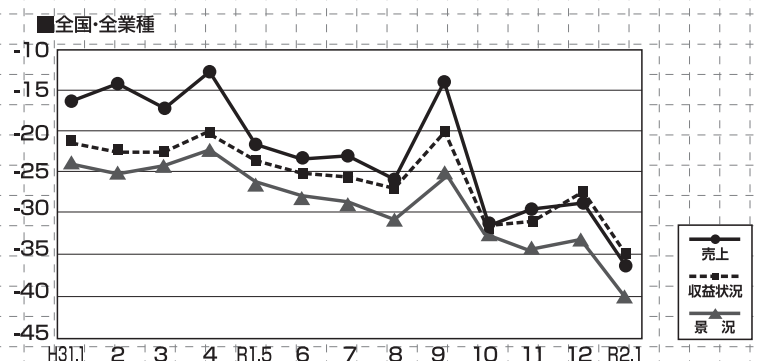
新型コロナウイルスの発生は多くの業種に影響を与えており、経済活動の停滞につながる懸念があり、先行きを注視する必要がある。

非製造業	 商店街	<ul style="list-style-type: none"> ●軽減税率が導入され、決算については不明であるが今のところ現場での混乱は少ないように思われる。売上は減少しているが、消費税引き上げの影響なのか、消費の冷え込みなのか分からない。(坂出市) ●消費の雰囲気はとにかく悪い。昔、1月はアパレルや靴・雑貨などファッション関連のバーゲン月で一年のなかで一番売れた月だったが、物販店の崩壊で、今は一年のなかで一番売れない月になったと思う。商店街で一軒だけの薬屋さんが「何も売れないが、マスクだけは売れている」と言っていた。(丸亀市) ●化粧品業界では、専門店に対する要求や条件が厳しくなってきたようで今月に入って薬局と同時展開していた地元が一番店が化粧品部門を縮小した。また、近くの靴・鞆の老舗も靴の取扱いをやめた。後継者不在が主な動機だと思われる。(観音寺市)
	 サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ●今年は東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴い、世界中から集まるトップアスリート達を対象に連合会支援のもと、東京都美容組合を中心にボランティアを募り、選手村ビレッジプラザでヘアサロンを開設し、延べ人数1440名総勢で技術提供することになった。(美容)
	 建設業	<ul style="list-style-type: none"> ●改正品確法が昨年6月14日に公布、施行され、それに伴う「発注関係事務の運用に関する指針」も本年1月30日に改正された。その中で、働き方改革への対応が発注者の責務に追加されたが、適正工期の設定、発注・施工時期の平準化が技能者・技術者の有効活用につながり、ひいては会社の適正利益の確保につながる。これから年度末に向かっていくが、地方公共団体にも普及していくことが期待される。(総合建設) ●正月休みの影響で売り上げは減少した。(板金工事)
	 運輸業	<ul style="list-style-type: none"> ●香川県内のタクシー業界は、長期にわたり低迷を続けている。営業収入、輸送人員とも減少し続けており、危機的な経営状況にある。また、乗務員不足が一段と深刻化しており、タクシーの稼働率が低下している。(タクシー) ●令和元年12月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、1.4%増となり、対前月比では3.8%増となった。また、12月分利用車両数の対前年同月比は、0.4%増となった。(トラック) ●新型コロナウイルスによる肺炎の世界的広がりが懸念されるなか、国土交通省は1月21日に海事、港湾、航空の各局、官公庁が業界団体に対し、水際対策の徹底について協力依頼を发出。また、自動車局安全政策課では、同日に全日本トラック協会など関係団体に対し、「特段の対応を求める状況ではないが、せきに対するエチケットや手洗いなど通常の感染対策を行うことが重要」と、傘下事業者への対策の周知を求めた。さらに、1月29日に我が国で8例目の感染者が確認され、当該感染者は前日に感染が確認されたバス運転手と同一のバスに同乗していたことが判明。感染経路は不明であるが、バス内におけるヒトからヒトへの感染が疑われるところであり、1月30日付で予防・まん延防止の再徹底について協力依頼が发出された。(貨物)

香川県内の業種別DI値の変化 (対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況	
製造業	食料品			
	繊維・同製品			
	木材・木製品			
	印刷			
	窯業・土石製品			
	鉄鋼・金属製品			
	輸送用機器			
その他				
非製造業	卸売業			
	小売業			
	商店街			
	サービス業			
	建設業			
	運輸業			
	その他			

DI値の推移 (対前年同月比)



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧になれます。
<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

商工中金だより

総合金融サービスのご案内

経営ニーズへの対応

M & A	企業の紹介・企業価値の算定から諸条件の調整・最終履行までお手伝いいたします。
事業承継対策	事業を承継される個人・法人の方に対し、株式取得資金をはじめとするあらゆる資金ニーズに対応いたします。また、専門家と連携した自社株対策や、オーナーが後継者に自社株を売却した際の資金運用手段のアドバイス、後継者がいない場合のM&Aのサポートも行います。
ビジネスマッチング	商工中金の全国ネットワークを使って、仕入先・販売先、技術・業務提携先など法人のお客さまの本業支援につながる取組として、ビジネスパートナーをご紹介します。
株式公開支援	資本政策のご提案、内部体制整備のご相談、証券会社・監査法人のご紹介などお客さまの立場に立ちアドバイスいたします。
不動産有効活用	フランチャイザーや不動産専門業者のご紹介など遊休地の活用をサポートいたします。
コンサルティングなど	上記のほか、株式会社商工中金経済研究所により専門的な経営相談業務や組織の見直し・人事労務関連など、経営コンサルティング業務を行うとともに、各種セミナーなども実施しています。

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
株式会社商工組合中央金庫
高松支店
〒760-0052
高松市瓦町 1-3-8
TEL.087-821-6145
FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

融資制度のご案内

下記掲載は融資制度の一部ですので、詳しくは各事業までお気軽にお問い合わせください。

○新事業活動促進資金（経営力向上計画関連）の概要（国民）

融資対象者	中小企業等経営強化法第13条に基づき経営力向上計画の認定を受けた方
資金使途	経営力向上計画を行うために必要とする設備資金および運転資金
融資限度額	7,200万円（うち運転資金は4,800万円）
ご返済期間 （うち据置期間）	設備資金 20年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（2年以内）

○新事業活動促進資金（経営強化関連）の概要（中小）

融資対象者	中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定（変更承認を含む）を受けた方
資金使途	経営力向上計画を行うために必要な設備資金および長期運転資金
融資限度額	7億2,000万円（うち運転資金は2億5,000万円）
ご返済期間 （うち据置期間）	設備資金 20年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（2年以内）

○HACCP資金（食品産業品質管理高度化促進資金）の概要（農林）

融資対象者	食品の製造または加工の事業を行う中小企業者（協同組合等を含む）
資金使途	HACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のために必要な設備資金 上記に併せて支出される、施設の円滑な立上げに必要な、システム開発費等の費用（特別の費用等） （指定認定機関の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画に基づく事業）
融資限度額	事業費の80%以内又は20億円のいずれか低い額
ご返済期間 （うち据置期間）	10年超15年以内（3年以内）

※利率等については、下記URLを参照して下さい。

〈支店窓口〉

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店（URL：<http://www.jfc.go.jp>）

〒760-0023 高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業（2階） Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274
 中小企業事業（3階） Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423
 農林水産事業（3階） Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

協会けんぽ香川支部にご加入の皆様へ

協会けんぽ
からの
お知らせ

協会けんぽの令和2年度の保険料率は
令和2年3月分(4月納付分)から 変更となります

給与・賞与の

健康保険料率

現在 10.31% → 10.34%

介護保険料率

現在 1.73% → 1.79%

- お手元の保険証であなたの加入支部をご確認ください。
- 都道府県によって保険料率が異なりますので、以下の検索によりお確かめください。

協会けんぽ 検索

●保険料率の上昇を抑えるため、香川支部がお手伝いします。
皆さまの取り組みで保険料率が変わります。

健診・保健指導・健康づくり
加入者の皆さまの健康を守るため、健診や健診後のアドバイスを実施していきます。是非ご活用ください！
病気の早期発見・早期治療や適度な運動、バランスのとれた食事で健康の保持増進に取り組みしましょう。

健康保険は正しく利用しましょう
受診する際は必ず保険証を持参しましょう。
・退職の翌日から保険証は使えません。速やかにご返却ください。
・時間外等の受診は負担額の加算があります。

扶養家族の再確認
ご家族が扶養家族の要件を満たしているか定期的に再確認しています。
平成30年度は17億円程度の財政効果が見込まれています。令和2年度も再確認業務にご協力ください。

ジェネリック医薬品の使用促進
服用するお薬をジェネリック医薬品に変更した場合の自己負担軽減額をお知らせしています。
これを受けて4人に1人の方がジェネリック医薬品に変更しています。医療費軽減額も累計で約1,639億円(推計)です。



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

〒760-8564高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル

お問い合わせは
こちらまで

TEL.087-811-0570(代表)

<受付時間>平日8:30~17:15

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	イマジン?	有川ひろ	幻冬舎/1,760円
2	こども六法	山崎聡一郎	弘文堂/1,320円
3	はじめてのやせ筋トレ	とがわ愛:著 坂井建雄:監修	KADOKAWA/1,320円
4	ケーキの切れない非行少年たち	宮口幸治	新潮社/792円
5	反日種族主義 日韓危機の根源	李栄薫	文藝春秋/1,760円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

(当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益財団法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍の支援業務を行っています。)

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入(途中採用)や人材の送出(雇用調整による再就職支援など)をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人
産業雇用安定センター

〒760-0054 香川県高松市常磐町1丁目3-1 香川事務所
瓦町FLAG 9階

TEL:087-802-6355

FAX:087-802-6357

ご利用時間

9:00~17:00

(土・日・祝日は除く)

